

立地適正化計画及び地域公共交通計画と 各種施策との連携について

内閣官房 国土強靱化推進室

第1次国土強靱化実施中期計画（素案）【概要】

第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進

○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）

○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）

○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応等）

（災害外力・耐力の変化への対応）

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立・分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 案件不利地域における対策強化
- 「半島防災・強靱化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）

- 年齢や性別に捉われない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・少人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の構築、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間

令和8年度から12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策（全324施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	防災インフラの整備・管理	ライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用	官民連携強化	地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別避難計画作成の促進 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト <p style="text-align: right;">➡ 57施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な航路啓開のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等の推進 <p style="text-align: right;">➡ 107施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等の横展開 ● 矯正施設のデジタル無線機の適正稼働 <p style="text-align: right;">➡ 55施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院における事業継続計画（BCP）の策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 <p style="text-align: right;">➡ 63施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体における災害時受援体制の構築の推進 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 <p style="text-align: right;">➡ 69施策</p>

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第4章 推進が特に必要となる施策（全116施策（233指標））

1. 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、概ね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位を検討の上、実施

	防災インフラの整備・管理	ライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用	官民連携強化	地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の充実 ○ 関係省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等 <p style="text-align: right;">➡ 28施策（81指標）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ フェーズフリーな通信システムによる災害自立性の強化 等 <p style="text-align: right;">➡ 42施策（80指標）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・集約・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築 <p style="text-align: right;">➡ 16施策（24指標）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健医療福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等 <p style="text-align: right;">➡ 14施策（18指標）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援助物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等 <p style="text-align: right;">➡ 17施策（30指標）</p>

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策の合計は全施策と一致しない。

2. 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、

今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映

第5章 フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）

○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携

○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果のとりまとめ・発信

○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭におきつつ、事業の進捗と財源確保方策の具体的な検討を開始

国土強靱化地域計画の内容充実の支援

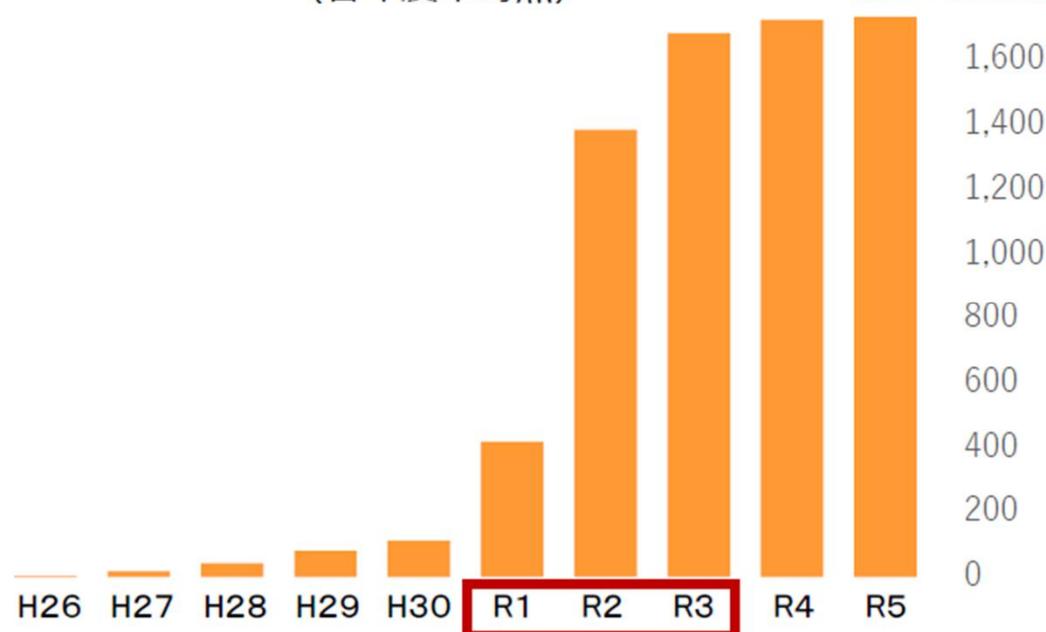
- 国土強靱化地域計画は全都道府県と99%の市区町村で策定済み。策定から5年を迎える団体も多い。
- 基本計画の改定内容や、昨今の災害から得られた教訓、災害時に有用な新技術の普及等を考慮して地域計画のチェック・見直しを行い、内容を充実させることが重要。
- その際、地域の特性等を踏まえた具体的な検討を行い、地域計画の実効性を高めることが重要。

＜主な支援内容＞

- 地域計画の内容充実に取り組む地方公共団体の伴走支援、出前講座等の実施。
- 地域計画の内容充実ガイドライン、独自施策・事業事例集等の提供。
- 地域計画に基づく取組に対する交付金・補助金の重点化、メニューリストの提供。 等

○地域計画策定済の市区町村数
(各年度末時点)

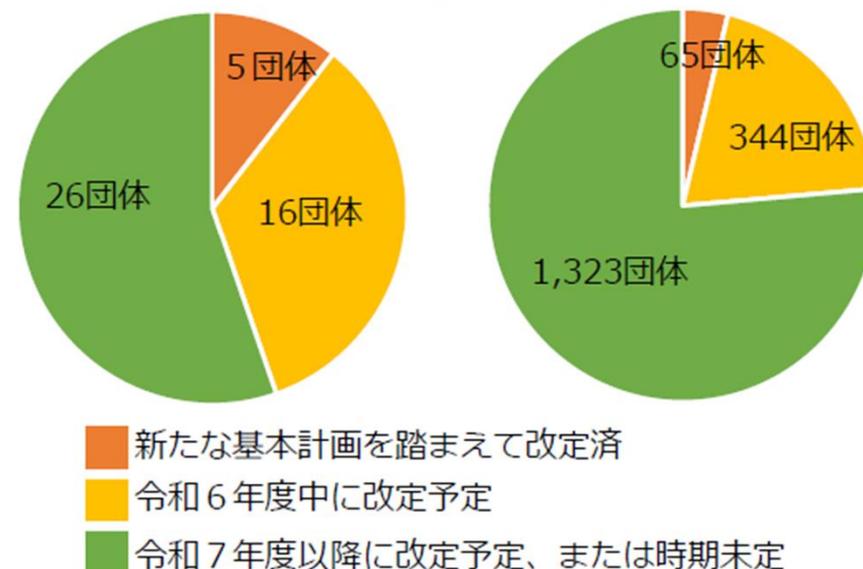
(市区町村数)



○新たな基本計画を踏まえた地域計画の改定状況
(令和6年10月時点)

【都道府県】

【市区町村】



**内閣官房
新しい地方経済・生活環境創生本部事務局**

新しい地方経済・生活環境創生交付金について

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代 交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に
資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に
改善するため、地方公共団体
の先進的な防災の取組を支援

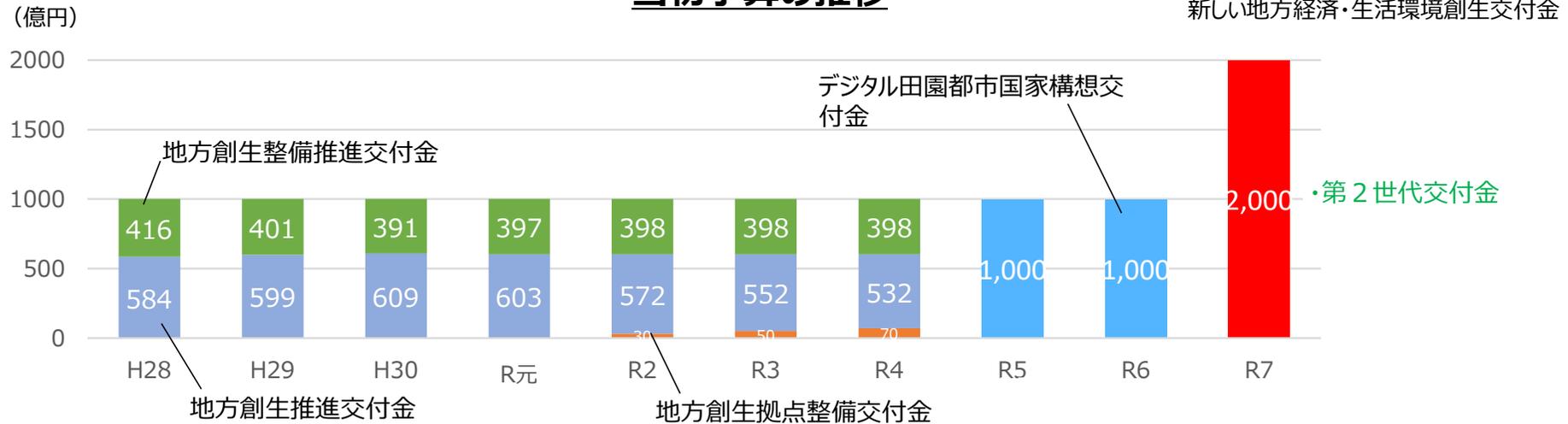
地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけ
る国家プロジェクトの産業拠点
整備等に必要となる関連イン
フラの整備を機動的かつ追加
的に支援

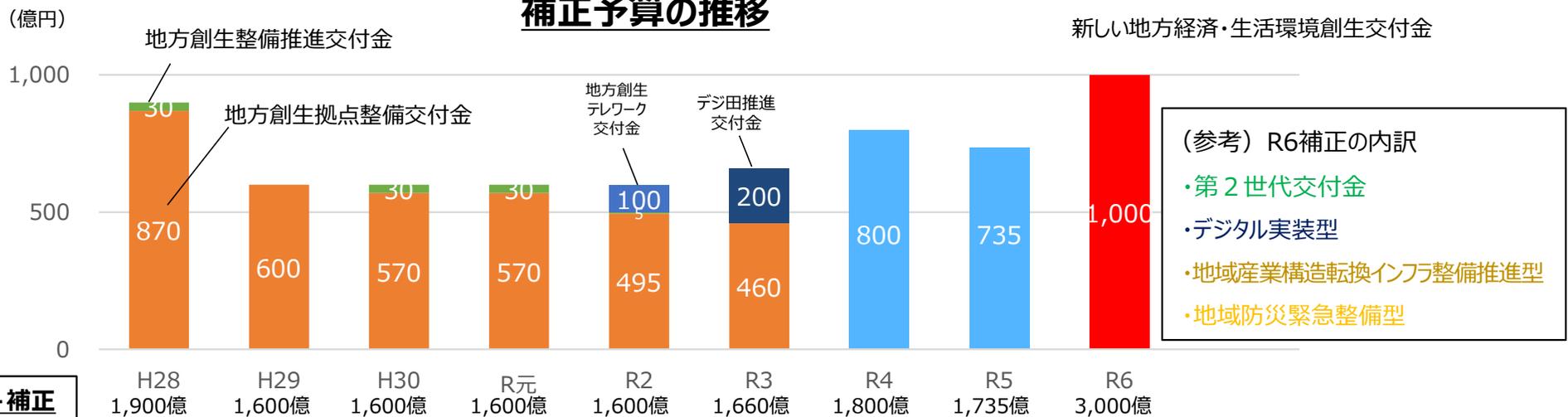
地方創生交付金の推移

- R6補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）」を創設。
- **R7当初案：2,000億円／R6補正：1,000億円**（R6当初：1,000億円／R5補正：735億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



当初+補正

H28 1,900億 H29 1,600億 H30 1,600億 R元 1,600億 R2 1,600億 R3 1,660億 R4 1,800億 R5 1,735億 R6 3,000億

第2世代交付金の概要

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

① 地方公共団体の**自主性と創意工夫に基づいた**、地方創生に資する**地域の独自の取組を支援**

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

② **ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援**するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、**地域の多様な主体が参画する仕組みの構築**

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

第2世代交付金の採択事例（ソフト・ハード一体的な事業）

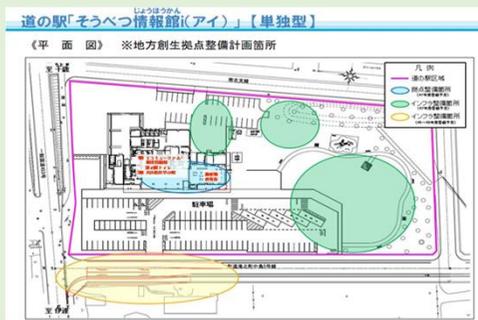
北海道そらべつちよう 札幌市

観光分野

ソフト・拠点・インフラ

～道の駅そうべつ情報館アイ機能向上～

道の駅をリニューアルし、特産品の開発や積極的な情報発信を進めることにより、観光消費額の増加を図り、更なる交流人口の拡大や販路拡大、雇用創出につなげ、移住促進や地域経済活性化を推進し、「えらばれるまちそうべつ」の実現を目指す。



(事業年度：R7～R9、交付対象事業費：1.6億円)

※北海道札幌市の事業概要資料より抜粋

愛知県がまごおりし 蒲郡市

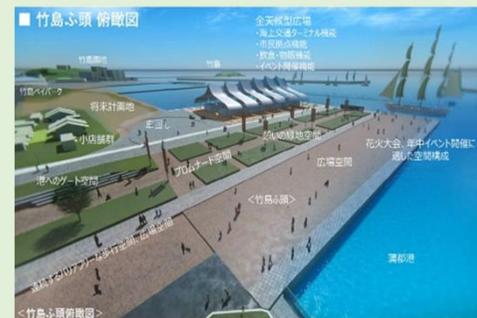
まちづくり分野

拠点・インフラ

～竹島ふ頭エリア賑わい創出事業～

竹島ふ頭周辺の港湾エリアにおいて、日常的な人流を促進し、共創の場としての機能を強化することで、地域経済の活性化と市の魅力向上を図る。

公共空間整備、観光・モビリティ拠点の形成、夜間照明による魅力的な空間を創出し、地方創生の実現につなげる。



(事業年度：R7～R9、交付対象事業費：26.1億円)

※愛知県蒲郡市の事業概要資料より抜粋

佐賀県かんざきし、よしのがりちよう 神埼市、吉野ヶ里町

観光分野

ソフト・インフラ

～地域資源の磨き上げ・文化発信による交流人口創出～

吉野ヶ里公園周辺エリアにおいて、県と地元市町で協議会を設立し、観光情報の発信や地域の食や工芸品とのコラボ企画等のプロモーション活動により、誘客や地元への周遊等を促すとともに、キャンプフィールドの整備等を実施することにより、交流人口拡大を図る。



(事業年度：R7～R9、交付対象事業費：17.1億円)

※佐賀県、神埼市、吉野ヶ里町の事業概要資料より抜粋

宮崎県

まちづくり分野

ソフト・インフラ

～“人”が“安心してつろぐ空間”の創出事業～

宮崎駅と中心市街地を結ぶ高千穂通りにおいて、歩行者や自転車の安全で快適な通行空間や人々が滞在しやすい空間へと再編し、賑わい創出のモデルイベント開催と併せて居心地が良く歩きたくなる道路空間の創出を図ることで、まちなかの魅力と回遊性を向上させ、中心市街地の活性化に寄与する。



(事業年度：R7～R9、交付対象事業費：6.9億円)

※宮崎県の事業概要資料、ホームページより抜粋

総務省 自治行政局

複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進

- 特に取組が進んでいない**複数団体による公共施設の集約化等**を推進するため、**集約化等に向けた調査検討**及び**集約化等の円滑化**に係る経費に対する**特別交付税措置**を令和7年度より創設。
- 集約化等に伴う施設の**除却事業**を「**公共施設等適正管理推進事業債**」の対象に追加し、**国土交通省と連携**して集約化の取組を促進するほか、**専門アドバイザーの派遣**を実施。

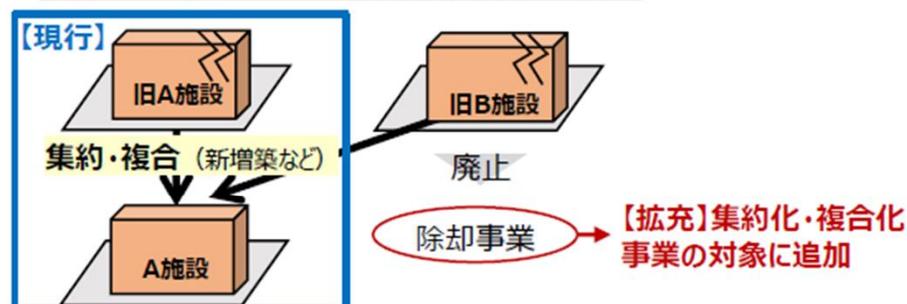
	協議の場の設定 (調査・検討)	新施設の 整備	旧施設の 除却	集約化等の 円滑化
財政措置等	【新規】特別交付税措置 措置率: 0.5 措置上限額: 500万円 <対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費 ・施設の 利用実態や立地等の調査・分析 ・協議会の開催、有識者の 招聘 等 ※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、広域的な協議の場の設定を促進	公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50% <対象> ・複数の施設を集約化・複合化する際に実施する整備事業 <主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの ※ 【新規】都市構造再編集中支援事業 (国土交通省R7当初予算)も活用可能 複数市町村により、広域的な立地適正化の方針等を定め、地方自治法に基づく事務の共同処理制度等を活用した上で、広域連携誘導施設を整備する場合(施設の統廃合に伴い廃止された施設の除却等も含む)、連携自治体数×21億円を交付対象事業費の上限として支援(補助率:1/2) ◆公適債の要件(延床面積の減少等)を満たす場合 <div style="text-align: center;"> <p>公適債(集約化・複合化事業) 充当率 90%</p> <p>国庫補助(1/2) 交付税措置率 50%</p> <p>⇒国庫補助(50%)、交付税措置(22.5%)を合わせて72.5%</p> </div>	【拡充】公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50% ※ただし、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象 <対象> ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業 <主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの	【新規】特別交付税措置 措置率: 0.8 措置上限額: 集約等完了年度(*)を初年度として5年度間で合計 5,000万円 <対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費 ・住民への 広報・説明会 の開催 ・集約元施設からの 移転 ・利用者増を踏まえた 備品の整備 ・集約後の施設までの 住民の移動費用の支援 ・施設利用料が異なることに伴う 激変緩和 等 * 新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)
		【新規】専門アドバイザーの派遣 【⇒P.3】 ・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)に広域連携分野(公共施設の集約化等)を追加 ・施設の適正配置の調査・検討、関係市町村との合意形成のノウハウ等に係る助言を実施		

公共施設の集約化・複合化の推進

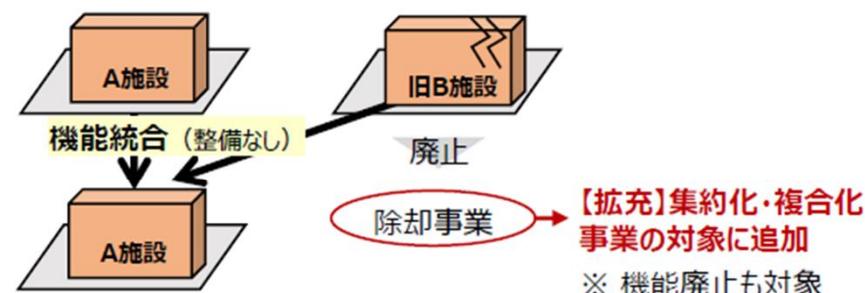
1. 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充

- 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業: 充当率90%、交付税措置率50%)について、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加
※地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする
- 集約化・複合化した施設の供用開始(機能統合等の場合は供用廃止)から5年以内に除却する施設を対象
※経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は5年超経過後も対象

(1) 施設の整備を行い、施設を統合する場合



(2) 施設の整備を行わず、機能を統合する場合



2. 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る特別交付税措置の創設

- 公共施設((2)は公営住宅又は公営企業を除く)を対象に、以下の特別交付税措置を創設

対象経費	特別交付税措置
(1) 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に向けた調査検討経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析 ・ 協議会の開催、有識者の招聘 等
(2) 複数団体による公共施設の集約化・複合化等の円滑化のための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報・説明会の開催 ・ 集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・ 施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、複数団体による公共施設の集約化・複合化等の取組を支援

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

(1) 支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX（消防防災DXなど）
- 地方公共団体のGX
- **地方公共団体間の広域連携**
（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）
- 首長・管理者向けトップセミナー

※ 下線部は、R7に支援分野の創設等を行うもの

(2) 支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

財務省 理財局

エリア価値向上に向けた国有財産の戦略的マネジメント

- 47都道府県にある財務局等の強み・地域に所在する国有財産の性質を生かし、地域・社会ニーズを踏まえた最適利用を図ってきたところ。（158の地方公共団体との協議会の設置・25件の最適利用プランの策定等を実現）
 - 地方創生2.0に向けて、“まちなか”にある庁舎等の特性を最大限生かし、地域での防災をはじめとする拠点づくりや庁舎等の地域開放による新たな人流を生むまちの魅力向上につなげていく。
- その際、財務局が持つエリアマネジメントや使用許可の手法・経験を活用・共有しつつ、立地適正化計画等のまちづくり政策の視点も踏まえて、国土交通省をはじめとする関係省庁と連携を深め取組を進めていく。

【事例】地域の防災強化（鹿児島県奄美市）
～地方公共団体―財務局・地方整備局が連携した国公有財産の最適利用

○ 名瀬第2地方合同庁舎： R6.11開所

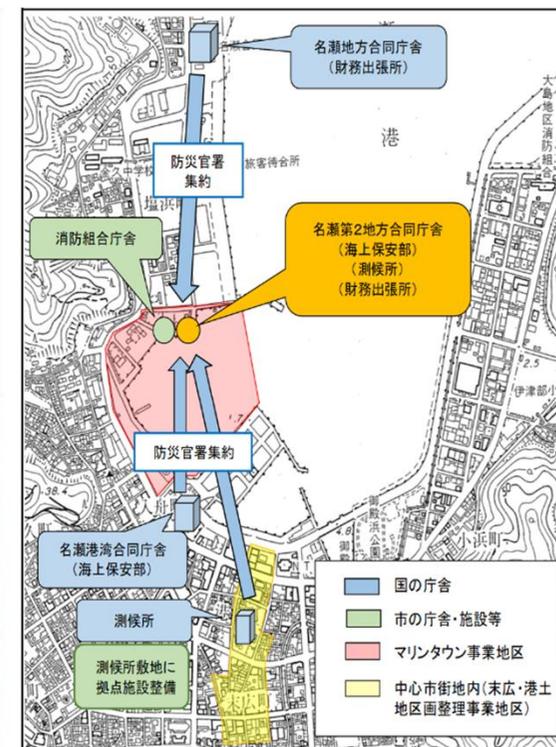
- 名瀬港湾合同庁舎の建替えに際し、鹿児島財務事務所名瀬出張所と名瀬測候所を集約した合庁を整備
- 奄美市との間で「津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書」を締結

○ 経緯

- H27.3 九州財務局・奄美市・九州地方整備局による協議会設置
- H30.9 協議会の議論をふまえ、本件合庁整備を含む最適利用プラン策定
- R3.3 奄美市立地適正化計画策定
- R6.11 合同庁舎開所

- 市役所と名瀬第2地方合庁が防災拠点として機能
- 災害（津波発生）時の一時避難場所として津波避難ビルの指定

▶ 地域防災の向上に貢献



出所：財務局資料（国土地理院地図使用）より加工

環境省 大臣官房地域政策課

地域脱炭素ロードマップ[°] (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定) の概要



地域脱炭素ロードマップの主要施策

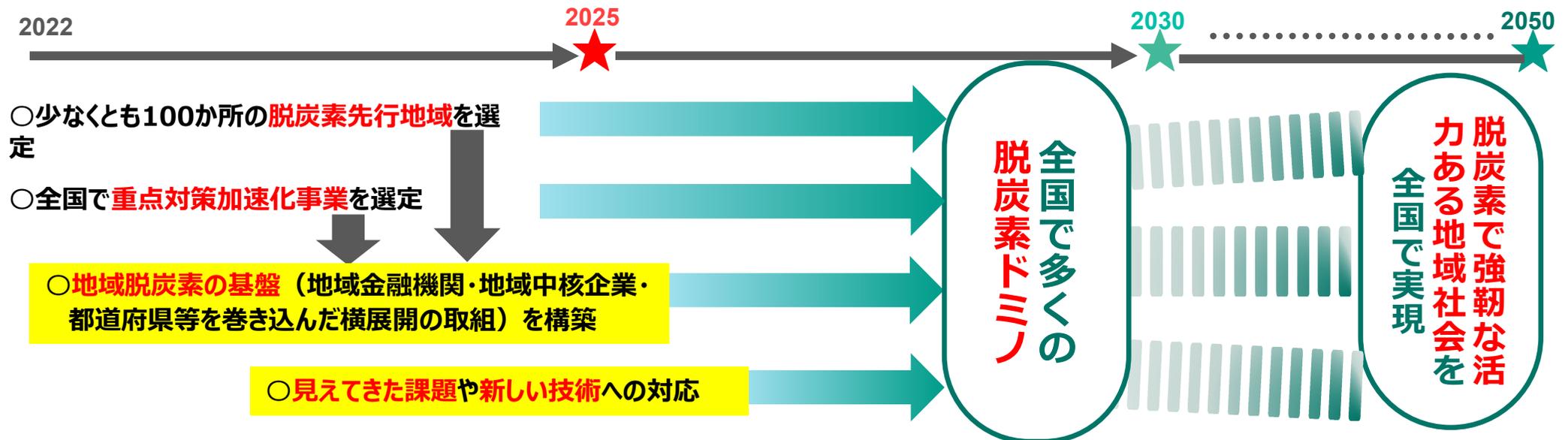
地域脱炭素ロードマップ[°] (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議[※]決定・同年10月22日閣議決定地球温暖化対策計画) に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する**地域脱炭素推進交付金** (令和4年度創設、令和7年度予算額: 385.2億円、令和6年度予算: 425.2億円) により、

- ①**脱炭素先行地域**: 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも**100か所**選定し、2030年度までに実施
- ②**重点対策加速化事業**: **全国**で重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光**発電、**ZEB** (ゼロエネルギービルディング)、**ZEH** (ゼロエネルギーハウス)、**EV** (電動車) 等の**重点対策加速化事業**を実施

※国・地方脱炭素実現会議構成メンバー

<政府> 内閣官房長官 (議長)、環境大臣 (副議長)、総務大臣 (同)、
内閣府特命担当大臣 (地方創生)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

<地方自治体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壺岐市長



2050カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況

- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、我が国においても2020年10月に**2050年カーボンニュートラルを宣言**。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、**気候変動による影響は深刻化**。直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は過去最低を記録し、順調な減少傾向が継続しているものの、**中期的目標である2030年度46%削減目標は野心的**なものであり、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠**。
- **地域脱炭素ロードマップ**（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議策定）**策定以降**、ゼロカーボンシティ宣言地方公共団体数の増加等、**地域脱炭素の動きは加速**。また、各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で**各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例**が出てきている。

顕在化した課題

- **小規模地方公共団体**を始め、**人材・人員不足や財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。
- **再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。
- **系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となる**ペロブスカイト太陽電池**や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。
- 順次実用化する**グリーンsteel**等の脱炭素型製品の実装が必要。
- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズが増加**しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

地域脱炭素施策の全体像と方向性

- **顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応**しつつ、**脱炭素の取組が地域のステークホルダーにとってメリット**となるよう、産業振興やレジリエンス強化といった**地域課題との同時解決・地方創生に資する形**を進めることを基本とし、**脱炭素ドミノ・全国展開**を図る。
- **地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完**し合い、「**産官学金労言**」を挙げた**施策連携体制を構築**することが重要であり、**地方公共団体が中心**となって、脱炭素の大きな**ムーブメント**を起こし、**脱炭素型地域経済**に移行。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、**2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間**として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、**地域特性**に応じた再エネを活用した**創意工夫**ある地域脱炭素の取組を展開する（「**地域脱炭素2.0**」）。

※ 2030年度までの地域脱炭素に係る再エネの追加導入目標は、引き続き、公共率先6.0GW、地域共生型太陽光4.1GW、地域共生型再エネ4.1GW、陸上風力0.6GWとして関係府省と連携して実現を目指す。

顕在化した課題

○ **小規模地方公共団体**を始め、**人材・人員不足**や**財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。

➢ 人口1万人未満の市町村について、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編：全地方公共団体に策定義務）の策定率は81.1%、同実行計画（区域施策編：当該市町村の策定は努力義務）の策定率は17.4%

➢ 脱炭素先行地域に選定された市町村のうち、町村が占める割合は約38%、重点対策加速化事業においては約23%（全国の市町村数に占める町村の割合は約54%）

○ **再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、**地域共生型・地域裨益型**の再エネ導入が一層必要。

○ **系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

施策の方向性

※「地域脱炭素政策の今後の在り方検討会」取りまとめより課題等と関連する主な施策の方向性一部抜粋

地域脱炭素の横展開

○ 地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を示す**脱炭素先行地域を2030年度までに少なくとも100地域実現**するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を促進。また、脱炭素先行地域等で得られた**事業性・効率性に関わる知見、実践的な具体のノウハウ**や、地方創生に資する**優良事例・課題克服事例**を、**分野別**に取りまとめ、改めて積極的に**周知・発信**。

国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携

- 地方公共団体の**事務事業の脱炭素化**については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、**小規模地方公共団体**については、**都道府県や中枢連携都市圏と共同で実施**することを推進。
- 特に小規模な地方公共団体の**区域の脱炭素化**については、**都道府県による実施や連携中枢都市圏等との連携等**による実施を推進。
- 地方公共団体への**専門人材派遣プールの拡充**及び都道府県等による**人材マッチング**を強化。

地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進

- **再エネ促進区域制度**について、**インセンティブ強化**とともに**立地誘導に関する制度的対応**を検討。
- **営農型太陽光発電や地熱発電、小水力発電や風力発電**等を地域共生型で導入推進。**都市と地方との連携**を促進。
- 地方公共団体が関与する**地域エネルギー会社への支援**を検討。

系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

- **系統増強**とともに、蓄電池の導入や**マイクログリッド**の導入支援等により**自家消費・地域消費による再エネの最大限活用**を促進。

考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となる**ペロブスカイト太陽電池**や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。

- 順次実用化する**グリーンスチール**等の脱炭素型製品の実装が必要。

- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズが増加**しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

【共通】国からの包括的な支援

- 国が積極的、継続的かつ包括的に資金等の支援の実施

施策の方向性

新たな技術の地域における実装・需要創出

- **新たな技術等を面的**に導入する「**地域GXイノベーションモデル事業**（仮称）」について、2026年度以降の支援を検討。
- 住宅の**太陽光発電**や**蓄電池**、**空調**や**給湯器等**の需要側設備、**EV等のモビリティ**や**水素**等も活用し、DXも活用した**高度な地域エネルギーマネジメントシステム**（VPP等）を目指すモデルを構築。
- **コージェネレーションシステム**、**水素**等の**熱の脱炭素化**による**都市GX**を促進。

新たな技術の地域における実装・需要創出

- **更なる環境負荷低減が見込まれる**グリーンスチール等の**製品**を**グリーン購入法**に位置付け、需要を拡大。
- **ペロブスカイト太陽電池**等の新技術の導入を支援。

系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

- **データセンター等のエネルギー需要の大きい施設を再エネポテンシャルの高いエリアに誘導**する施策を推進。

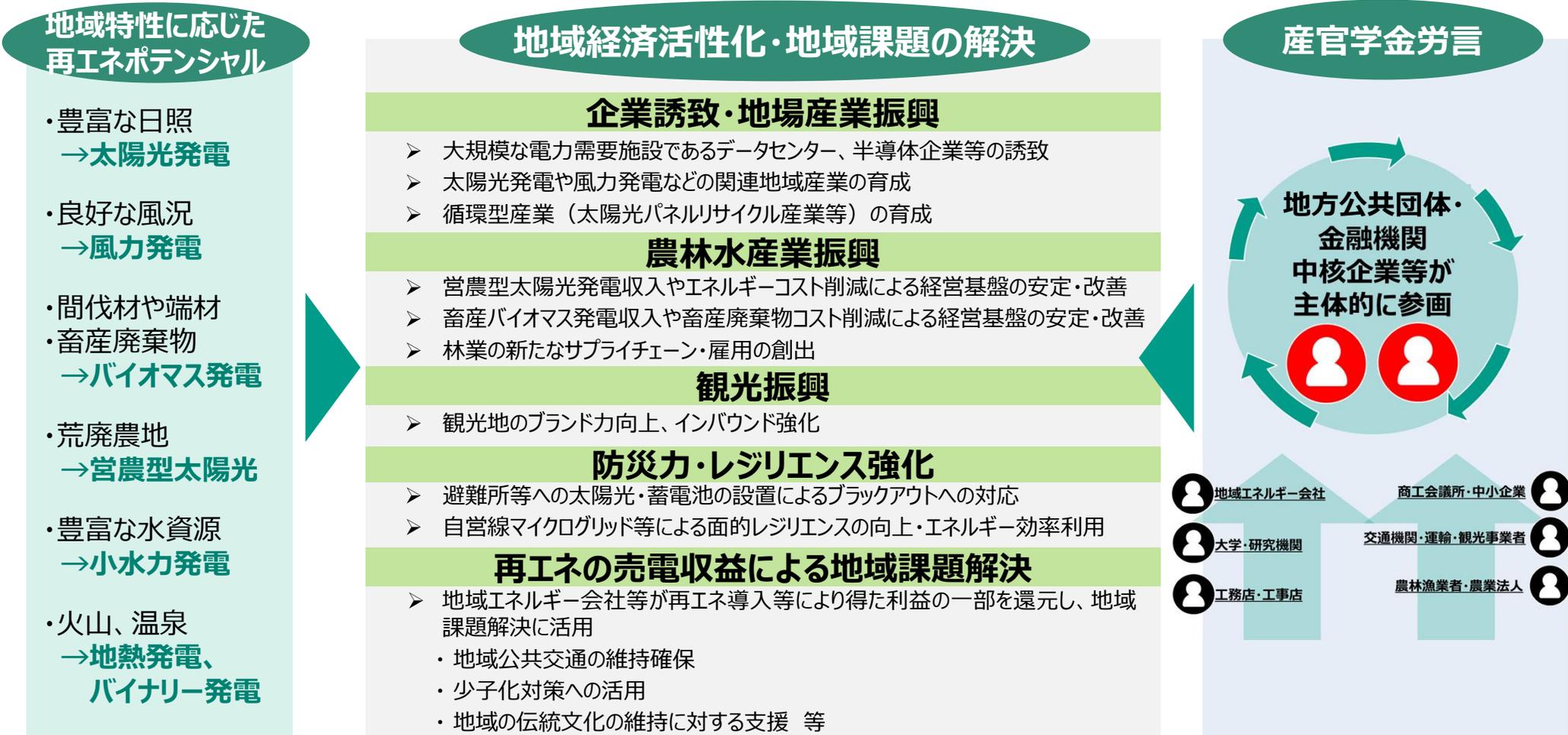
資金支援の在り方

- **地域脱炭素推進交付金**や**地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み**による引き続きの支援に加え、新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な財政スキームを検討。その際、GX移行債や地方財政措置、民間投資を呼び込む金融手段の活用を検討。

地域脱炭素（地域GX）



- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決にも貢献し、地方創生に資する。**



地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）

地域脱炭素ロードマップ関係



第3章 目標達成のための対策・施策

第7節 地方創生に資する地域脱炭素の加速（地域脱炭素ロードマップ）

- 脱炭素が経済競争と結び付く時代、地域脱炭素は、**地方の成長戦略**として、地域の強みをいかした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会。
- **地域ポテンシャルに応じた再生可能エネルギー**を地域で創り、貯めて、使うことは、エネルギー価格の高騰や需給ひっ迫にも強い地域への転換につながることも、未利用資源活用を通じた**産業振興**や**レジリエンス強化**、**地域経済収支の改善**や**収益を通じた公共交通維持確保**等、様々な**地域課題の解決にも貢献**する。また、地域の企業立地や投資上の魅力を高め、**地域の産業の競争力向上**にもつながり、地域脱炭素は地方創生に関し極めて重要な要素である。
- 地域脱炭素政策については、「**地域脱炭素ロードマップ**」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき施策を展開しているが、2050年ネット・ゼロ実現に向けては地域・暮らしに密着した**地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組**を加速化していく必要がある。
- また、人材不足や財源不足といった課題や再エネ導入に伴う地域トラブルの発生、出力制御といった**顕在化した課題**や、従来型の太陽光パネルの設置が困難な場所にも設置が可能となるペロブスカイト太陽電池といった**新たな技術への対応**も必要。
- 2026年度以降の5年間を**実行集中期間**として位置付け、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」において示された施策の方向性を踏まえ、**地方創生に資する地域脱炭素施策**に全力で取り組む。

➤ 脱炭素先行地域と脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施をはじめとする地域脱炭素の推進（各地の創意工夫を全国展開）

- 2025年度までに少なくとも100か所の**脱炭素先行地域**を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現。
- 全国で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電等を、地方公共団体がその区域に対し複数年度にわたり複合的に実施する**重点対策加速化事業**を促進。
- これらの取組を通じ、地域金融機関や地域エネルギー会社等と地方公共団体との連携等による脱炭素を地域で推進する上の基盤を創出
- **脱炭素先行地域等の優良事例・課題克服事例、事業性・効率性に関する知見の情報発信**を強化し、地域脱炭素を**全国展開**

➤ 新たな技術の地域における実装・需要創出

- **GX 経済移行債も活用し**、地産地消率が高い地域マイクログリッドや熱導管、高度な地域エネルギーマネジメントシステム（Virtual Power Plant（VPP）の活用等）の導入に対する支援や、商用車の電動化・断熱窓の改修・高効率給湯機器の**GX製品を導入支援**するとともに、ペロブスカイト太陽電池等、新たに実用化されつつある脱炭素技術・製品の初期需要を創出するため、地域で実装する財政支援スキームや、これらの**新たな技術等を地域において面的に導入する新たなモデル（地域GXイノベーションモデル）**の構築を検討する。

➤ 地域脱炭素の加速化・全国実施を後押しする基盤的施策

（1）地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

産官学金労言で取組まれる地域の取組を、**人材、情報・技術、資金の面から積極的に支援**（派遣専門家人材のプール強化、情報・技術支援ツールの充実、地域脱炭素推進交付金や関係府省庁の支援ツール、GX経済移行債、地方財政措置、JICNによる支援等）。

（2）地域における脱炭素型ライフスタイルへの転換の取組

地域の住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、**デコ活**のほか、**多様な主体が参加するフォーラム**を各地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

（3）ルールイノベーション（制度的対応等）

制度改革等により実効性を確保（促進区域制度のインセンティブ強化、住宅トプランナー基準における太陽光発電設備の設置に係る目標設定等）

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定） コンパクト・プラス・ネットワーク等関連記載抜粋



第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策

(1) 目標達成のための分野横断的な施策

(d) 脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの形成

○脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの形成

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積の増減等を通じて、中長期的に二酸化炭素排出量に影響を与え続けることから、**コンパクト・プラス・ネットワークの取組、人中心の「まちなか」づくり、都市のエネルギーシステムの効率化等による脱炭素に資する都市・地域づくりを引き続き推進**する必要がある。

このため、**立地適正化計画や低炭素まちづくり計画に基づくコンパクト・プラス・ネットワークの取組の推進**や歩行者利便増進道路（ほこみち）と滞在快適性等向上区域の併用等による「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成の推進、都市・地域総合交通戦略に基づく**施策・事業の推進**を図るとともに、**都市内のエリア単位の脱炭素化**について、**エネルギーの面的利用**、温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や緑地の保全・創出、3D都市モデル（PLATEAU）等のデジタル技術の活用、環境に配慮した優良な民間都市開発事業への支援等による都市再生等、民間資金の活用等を含めた包括的な取組及びスマートシティの社会実装を強力に推進する。また、都市公園への再生可能エネルギーの導入を推進する。

地方公共団体実行計画及び地域気候変動適応計画に関して、**都市計画、立地適正化計画、低炭素まちづくり計画、農業振興地域整備計画**その他施策との**連携を図りながら、取組を進める**。（略）

第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

○地方公共団体実行計画区域施策編に基づく取組の推進

4. 地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進

（略）**都市計画、立地適正化計画、低炭素まちづくり計画**、農業振興地域整備計画、森林計画、総合計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通計画などの温室効果ガスの排出の量の削減等と関係有する施策について、**当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮**する。例えば、業務中心地区や工業団地等における**地域全体のエネルギー管理システム（CEMS）や自営線マイクログリッド・地域熱供給の導入などの面的な取組**から、**コンパクト・プラス・ネットワークの取組**、鉄道を始めとする**公共交通の利用促進**、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成、スマートコミュニティの構築、グリーンインフラの社会実装、Eco-DRRの活用を通じて人工建造物の設置を回避することによる排出抑制などの広域的な取組まで、**地方公共団体を中心となって進める取組が強く期待される**。（略）

脱炭素先行地域の取組事例①

脱炭素×コンパクトシティの実現 (長野県小諸市)

<対象エリア>

小諸市内の立地適正化計画で定める都市機能誘導区域全域

<取組内容>

- 「都市機能誘導区域」における施設の集約化に合わせ、太陽光、小水力、バイオガスなどの**多様な再エネ電源を活用した一体的なエネルギーマネジメントシステム**や、市庁舎・医療施設・商業施設等が集積されたエリアにおける**地域マイクログリッドの構築**によって、レジリエンス強化を図る。
- 加えて、**コミュニティバス・デマンドタクシーのEV化**や、再エネ発電所への充電設備の導入により、**脱炭素地域交通ネットワークを構築**し、これまでの**コンパクトシティ**の取組を発展させる。
- さらに、家庭系・事業系生ごみを利用したバイオガス発電の導入や**下水熱等の都市に賦存する未利用熱の活用を促進**するなど、**地域資源と経済の循環を創出**。



市役所、病院等の集約

病院、図書館、市民交流センター、商業施設などを市役所庁舎周辺に集約し、併せて周辺の歩行空間を整備することにより市民の利便性を向上

脱炭素×スーパーシティの加速化・ 企業誘致等による中心市街地活性化 (茨城県つくば市)

<対象エリア>

中心市街地(TXつくば駅を中心とした概ね半径500mの範囲、中心市街地まちづくり戦略上のコアエリア)

<取組内容>

- 筑波研究学園都市の都市インフラである既存の**地域冷暖房共同溝を活用した自営線マイクログリッドの構築**や、**グリーン水素混焼可能なコージェネ(CGS)の導入**等により、**中心市街地のレジリエンス強化と脱炭素化**の同時実現を目指す。
- 安価かつグリーンなエネルギーの安定供給の実現により、脱炭素を希求する**スタートアップ企業やオフィス等の業務系施設誘致**を推進し、**科学技術のビジネス化、若者地域定着、中心市街地の活性化**を図る。



LRT沿線を核としたコンパクト・プラス・ネットワークによる 脱炭素モデル都市構築 (栃木県宇都宮市・芳賀町)

<対象エリア>

JR宇都宮駅東側のLRT沿線エリア

<取組内容>

- 市が進めている「ネットワーク型コンパクトシティ」構築の先行的なエリアでもあるJR宇都宮駅東側の基幹公共交通LRTの沿線エリアに太陽光発電・蓄電池等を最大限導入し、100%再エネで稼働するLRTやEVバスを中心に「ゼロカーボンムーブ」を実現する。
- ゼロカーボンムーブを構築するとともに、LRTの開業に合わせたバス路線の再編による公共交通ネットワークの充実により、市民の利便性の向上を図る。
- 需要側蓄電池の充放電による自律制御の実施や、EVバスを調整電源としたシステムの導入によって、高度なエネルギーマネジメントシステムを実施し、再エネの地産地消率の向上、レジリエンス強化を実現。



全国初の全線新設LRT: Light Rail Transit

脱炭素×地域公共交通維持・拠点集約型都市構造の形成 (長野県上田市)

<対象エリア>

上田電鉄別所線沿線、沿線公共施設群、沿線6自治会、市有遊休発電適地

<取組内容>

- 上田電鉄別所線において鉄道用送電設備を活用した自営線マイクログリッドを構築し、平時は別所線のゼロカーボン運行を実現するとともに、災害時のレジリエンス強化。
- 地域エネルギー会社が太陽光発電等を導入し沿線住民に対し再エネを供給するとともに、契約時に別所線乗車時に使えるポイントを付与。全国的な課題である赤字ローカル線に対し、地域の再エネ供給を通じた電気料金削減と沿線住民による利用促進を目指す。
- さらに上田電鉄別所線の増便を含む利便性の向上を図り、マイカー依存を低減する行動変容につなげ、脱炭素の取組による沿線住民の暮らしの質の向上と公共交通を軸とした拠点集約型都市構造の形成を図る。



上田電鉄別所線

**国土交通省 総合政策局
社会資本整備政策課**

インフラ老朽化対策と 広域まちづくりの連携について

令和7年4月25日

第1回コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム会議

国土交通省社会資本整備政策課

骨太方針2024について

骨太方針2024（抜粋）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（4）戦略的な社会資本整備

（まちづくりとインフラ維持管理の効率化・高度化）

広域的な都市圏のコンパクト化を推進するとともに、立地適正化計画等のまちづくり計画を踏まえ、インフラ老朽化対策（修繕・更新、集約・複合化等）について優先順位等を検討した上で実施する。（中略）広域的・戦略的なインフラマネジメントの実施、AI等の新技術の活用、事業者間や官民の連携促進等により、予防保全型メンテナンスへの本格転換や維持管理の高度化・効率化・公的ストック適正化を推進する。

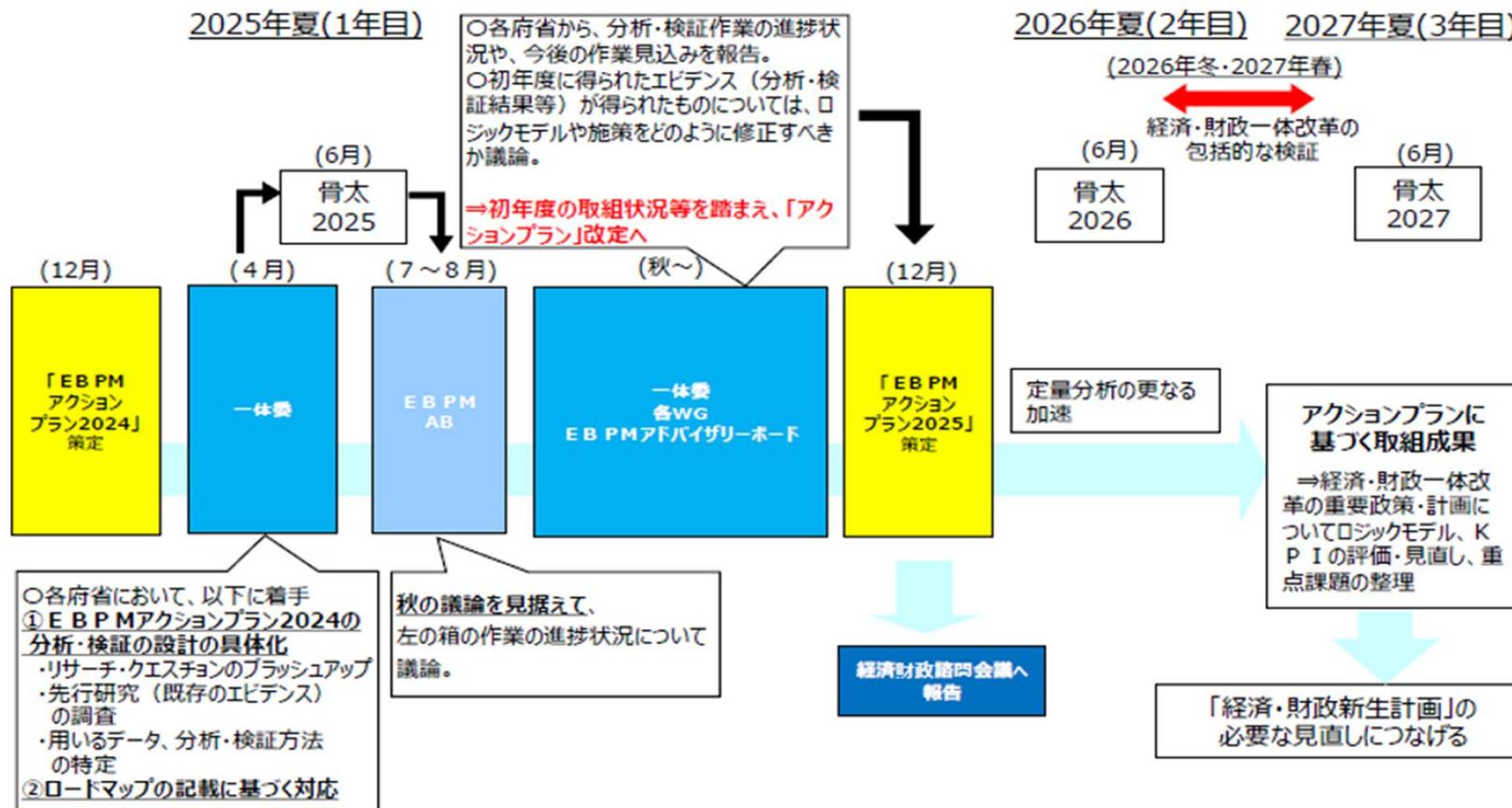
4. 改革推進のためのE B P M強化

経済・財政一体改革においてワイズスペンディングを徹底していくためには、政策立案段階からのE B P Mの設計を行うことや、予算・データ・人材・ノウハウの不足などE B P M推進の阻害要因を克服し、E B P Mに的確に取り組む動機付けをすることが重要である。このため、E B P Mの徹底強化に向けて、経済財政諮問会議において、骨太方針に盛り込まれた政策の中から、経済・財政にとって大きな影響をもたらす多年度にわたる重要政策や計画を選定した上で、関係府省庁が予算要求段階からエビデンス整備の方針を策定し、ロジックモデルやK P Iの設定、データ収集、事後的な検証によるプロセス管理を進め、次年度の骨太方針策定前に進捗状況を報告する。経済財政諮問会議で選定した重要政策等の分析・評価に当たって、関係府省庁の調査研究機能を活用しつつ体制の整備を進める。E B P Mの取組成果や定量的に把握された政策効果について、翌年度以降の予算編成過程において反映する方策を検討する。

EBPMアクションプランについて

- 骨太方針2024に盛り込まれた重要政策を対象に、①政策体系（ロジックモデル）、②検証事項、③分析・検証方法等、④体制、⑤分析・検証やデータ整備におけるロードマップ、⑥政策見直しへの活用方法について、「**EBPMアクションプラン2024**」として取りまとめられた。
- 本アクションプランには、「**広域的な都市圏のコンパクト化**」と「**まちづくり計画と連携したインフラ老朽化対策**」を連携させる「**広域のまちづくり**」が位置づけられており、今後、本年12月のEBPMアクションプラン2025の策定に向け、作業が進められる予定。

2025.4.3 第52回経済・財政一体改革推進委員会資料より抜粋

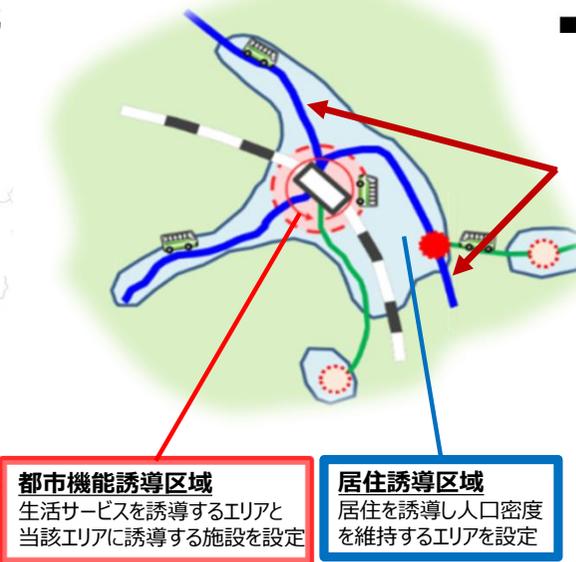
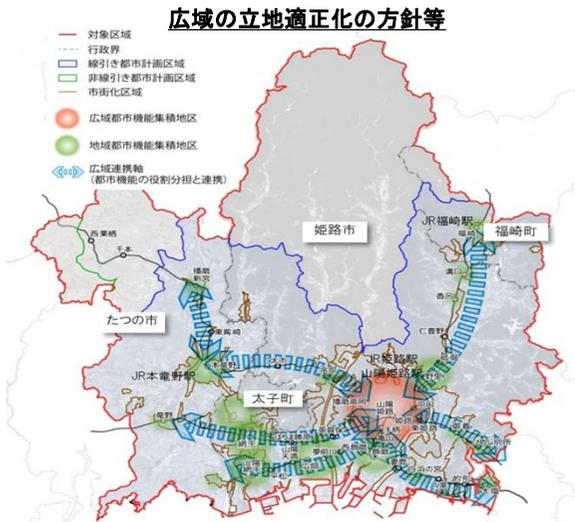


広域のまちづくり 概要

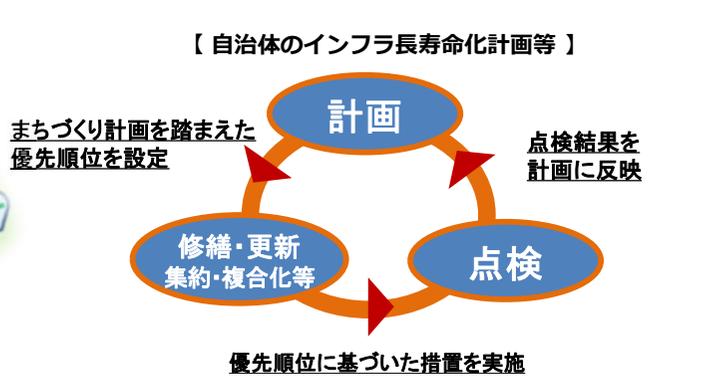
人口減少とインフラ老朽化が進む中、広域的な都市圏のコンパクト化の推進による地域社会の持続可能性の向上と、まちづくり計画と連携した老朽化対策(修繕・更新、集約・複合化等)の推進によるインフラ機能の確実かつ効率的な確保を図る。



■ 自治体による広域のまちづくりの計画の作成
市町村域を越えた広域のまちづくり
広域的な立地適正化の方針の作成 等



■ まちづくり計画と公共施設等の老朽化対策の計画との連携



【自治体のインフラ長寿命化計画等】

＜措置の優先度の考え方＞ 【例】老朽化対策のトリアージ（優先順位付け）[富山市]

<p>社会的性質</p> <p>道路の役割や位置づけ等を評価 → 4つの区分に分類（管理区分A～D）</p>	<p>技術的性質</p> <p>橋梁の健全性や構造の特殊性等を評価</p>	<p>措置の優先度</p> <p>健康性(供養状況)</p>
<p>重要性 ↑ A</p> <p>↓ B</p> <p>↓ C</p> <p>↓ D</p>	<p>損傷の程度</p> <p>構造の特殊性</p> <p>維持管理のしやすさ</p> <p>発生時のリスク</p>	<p>優先度 ↑</p> <p>↓</p>

成果の把握

- 広域連携による住民サービスの維持向上に関するKPI (サービスレベルの維持・向上、アクセス性の改善)
- 自治体を越えた交流の活性化 (人流増加等)
- 人口動態の変化 (拠点地域への集積度等)
- まちづくり計画と連携することにより合理化された老朽化対策に関するKPI (施設の修繕・更新率、集約・複合化等の実施件数)

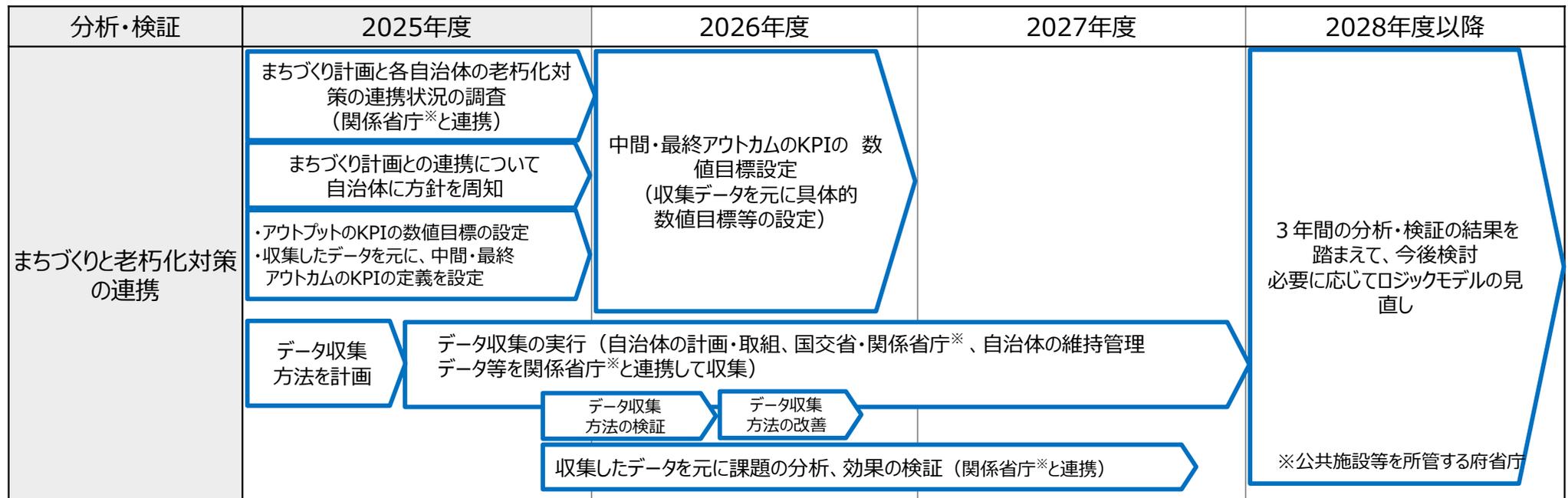
成果の把握 (最終)

- 広域連携を行った分野における住民サービス満足度の向上に関するKPI
- 経済の活性化に関するKPI (地価の上昇等)
- 健全性が認められる公共施設等の割合
- 公共施設等の維持補修費の増加率のKPI

まちづくりと老朽化対策の連携 ロードマップ

- まちづくり計画と各自治体の老朽化対策の連携状況について、自治体のインフラ長寿命化行動計画（公共施設管理等総合管理計画）の内容の確認より現状を把握する。そのうえで、施設の修繕・更新率や健全性等について、まちづくり計画と連携している自治体と、連携していない自治体との差を検証する。
- 上記の分析・検証にあたっては、関係省庁と連携し、データ収集を行っていく予定。

EBPMアクションプラン2024より抜粋



次期社会資本整備重点計画の重点目標案

○ 社会資本整備重点計画の見直しに向け、重点目標ごとの政策の方向性、政策パッケージとそれを構成する主要施策について、社会資本整備審議会計画部会において検討を進めているところ。

《重点目標》	目指す社会の姿	(参考) 施策テーマ*の例
活力のある持続可能な地域社会の形成	地域経済の核となる集積づくりと広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人中心のコンパクトな多世代交流まちづくり ○ 地域産業の稼ぐ力の向上、観光地域づくり ○ 広域のネットワーク整備 等
	地域の将来像を踏まえたインフラの再構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的・戦略的なマネジメント、集約・再編 ○ 予防保全型メンテナンス 等
	包摂社会に向けた地域づくりと豊かで快適な生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ○ 地域における安全な移動・生活空間の整備 ○ 良好な景観や水・緑豊かな自然環境の整備 ○ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出、インフラ空間の新たな利活用の促進 等
強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会	持続的で力強い経済成長の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ サプライチェーン全体の強靱化・最適化 ○ 都市の国際競争力の強化 等
	暮らしと経済の礎となる防災・減災、国土強靱化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災インフラの整備、ネットワークの強靱化 ○ あらゆる関係者が連携した平時からの備えの強化
グリーン社会をけん引する社会資本整備	2050カーボンニュートラルの実現、ネイチャーポジティブの実現、資源循環型の経済社会システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2050年カーボンニュートラルの実現 ○ ネイチャーポジティブの実現 ○ 資源循環型の経済社会システムの構築 等
戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化	地域のインフラを支える自治体の管理機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携など地域のメンテナンス体制の構築 等
	建設業・運輸業等の担い手の確保・育成、DXによる省人化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設業の担い手の確保 ○ 建設工事の省人化、インフラ分野のDX 等
	新技術・DXによるインフラの価値向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術開発の促進、スタートアップ支援 ○ インフラ分野のDX 等

※施策テーマを元に、計画本文では「政策パッケージ」を設定する予定

地域経済の核となる集積づくりと広域連携

生活関連サービスの維持に必要な人口や機能の集積と、移動の足が確保された地域づくり

2025.2.12 第53回社会資本整備審議会
計画部会資料より抜粋

方向性

- 生活関連サービスが日常の行動圏内に集積し、世代を問わず日々の生活に必要な機能を楽しむ生活エリアの形成
行政区域にとらわれない計画策定や交通ネットワークの整備を通じた、高次の都市機能を地域内外の拠点で享受できる広域連携の推進
- 生活関連サービスやインフラメンテナンスなど地域に密着した産業の活性化や、「域外から稼ぐ」力の向上

政策パッケージとその主な施策

まちづくり・地域づくり、公共交通、インフラ整備の計画レベルでの連携強化



生活関連サービスが持続的に確保される一定の人口密度の確保 医療・福祉・商業等の機能の誘導・集積

- 立地適正化計画の深化・発展を通じた、更なる都市機能の集積、居住の誘導（市町村による計画の適切な評価・見直し、広域的な検討・調整の推進等）
 - 空き家等を活用した子育て・福祉施設の整備
 - 人が集まり生活していくために必要なインフラの機能の確保
- 【地域内の公共交通サービスの維持・確保】 <交通政策と一体的に実施>
(ネットワーク再編、デマンドサービスの導入、自動運転の推進等)

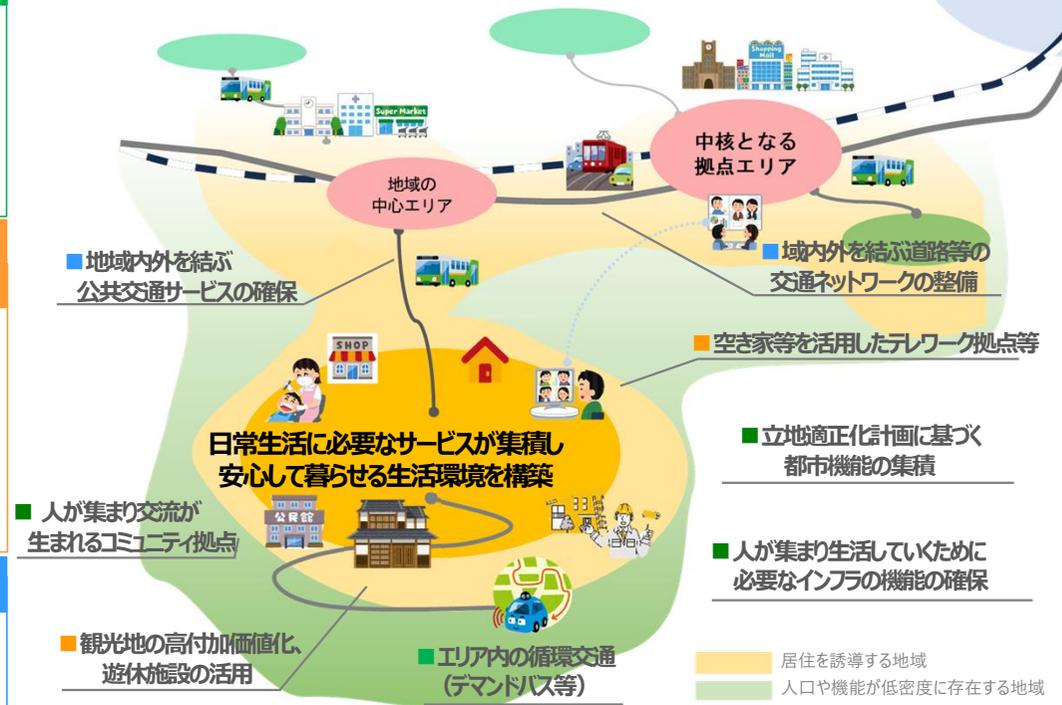
地域に密着した産業の活性化を通じた地域経済の好循環 「域外から稼ぐ」力の向上

- 地域のインフラメンテナンスやリフォームなどを拡大し、地元での就労機会の創出（地域企業の包括的民間委託等への参画促進等）
- 都市と地方にまたがって働く人を支え、地元住民・企業との交流を生む場づくり（サテライトオフィス、コワーキングスペース、インキュベーション施設の整備等）
- 観光地の高付加価値化や、民間の活力を活かした遊休施設の活用（観光振興に資する拠点施設の整備、スモールコンセッションの推進）
- 産業の地方立地に対応した周辺インフラ基盤の整備

域内外を結ぶ交通ネットワークの整備

- 域内外を結ぶ道路等の交通ネットワークの整備（高規格道路等の広域道路ネットワークによる地域・拠点間のアクセス確保）
- 【域内外を結ぶ公共交通サービスの確保】 <交通政策と一体的に実施>

<目指す地域の姿のイメージ>



検討中の KPIの例

公共交通の利便性の高いエリアに
居住している人口割合【P】

シェアサイクルサービスが導入されている
市区町村数【P】

道路による
都市間到達性確保率【P】

地域の将来像を踏まえたインフラの再構築

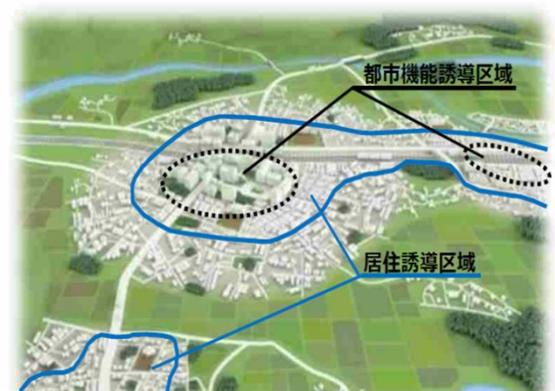
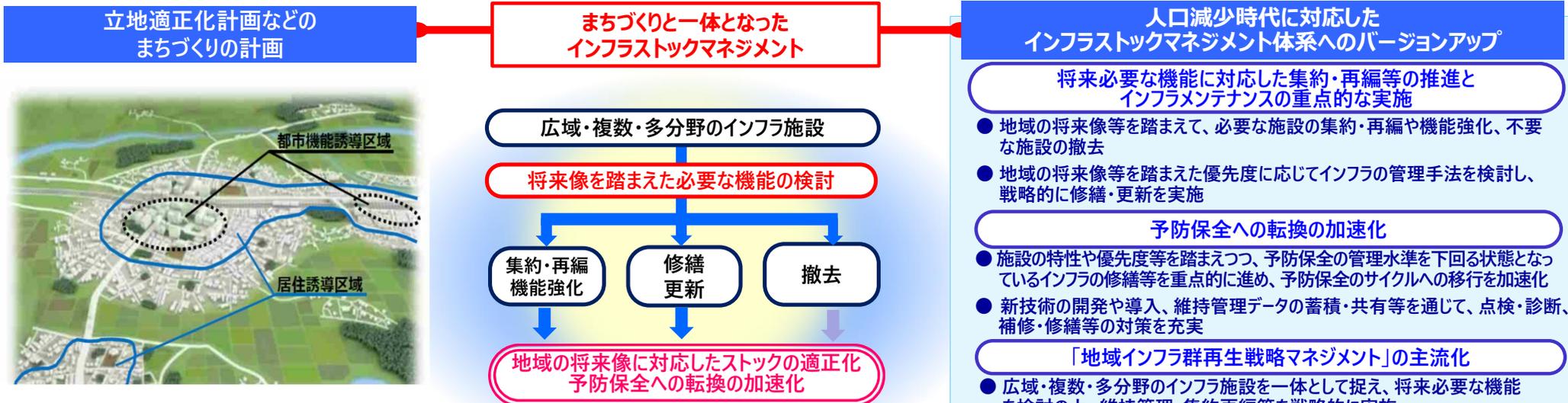
人口減少時代に対応し、将来のまちづくり・地域づくりの姿に即したインフラストックの形成

2025.2.12 第53回社会資本整備審議会
計画部会資料より抜粋

方向性

- 人口減少時代に対応した、まちづくり・地域づくりと一体となったインフラストックのマネジメント体系に移行し、地域の将来像に即したインフラの再構築を推進。地域のニーズに即してインフラの機能が最大限発揮されるよう、優先度等に基づく計画的な集約・再編や機能強化、修繕等を進め、地域の将来像に対応したストックの適正化を進めるとともに、予防保全段階への転換を加速化。

政策パッケージとその主な施策



インフラの再構築の事例

「地域の防災機能強化と一体となった橋梁の集約」
(京都府福知山市)

洪水時に水没する老朽化した2橋梁を撤去し、洪水時にも防災拠点へのアクセスを可能とする橋梁を新設し、渡河機能を集約

橋梁を新設(大江美河橋)

撤去橋梁(波美橋)

撤去橋梁(尾藤橋)

優先度等に基づく計画的な修繕等を通じた
予防保全への移行

「事後保全」にとどまる場合 「予防保全」への転換

維持管理費が増大

維持管理費の増大を縮減

新規整備に投じられる費用が減少

新規整備に投じられる費用

将来のインフラへの投資余力を確保

(※ あくまでイメージであり、予算額の増減を示すものではない)

- ### 全自治体の取組を継続的に後押しする仕組みの構築
- 手引き・基準類の整備・充実
 - 地域の将来像等を踏まえた集約・再編等の考え方やメンテナンスの優先度の設定手法を示した手引きや点検基準、事例集等の整備・充実
 - 先導的な取組の形成支援
 - 広域・複数・多分野のインフラを官民連携手法も活用して一体管理や集約・再編等を行う優良な取組の検討を支援
 - 取組状況の可視化と、遅れている自治体の取組の加速化
 - 標準的な指標により全国横断的に自治体の取組状況を「見える化」し、問題意識の醸成と取組の喚起※
 - 取組が特に遅れている自治体に対して直接、個別対話を実施ヒアリング等を通じて丁寧に取組を後押し
- ※まちづくり計画との連携状況や、修繕・更新率、集約再編件数等の自治体ごとのデータを定期的に収集・分析
- インフラ長寿命化に関する政策体系を進化させ、具体的な取組を実行**

検討中のKPIの例 まちづくり計画と自治体の公共施設等の老朽化対策の計画を連携させた自治体数【P】	早急に修繕等の対策が必要な施設における修繕率【P】	施設の集約・再編等の実施件数【P】
---	---------------------------	-------------------

国土交通省 住宅局

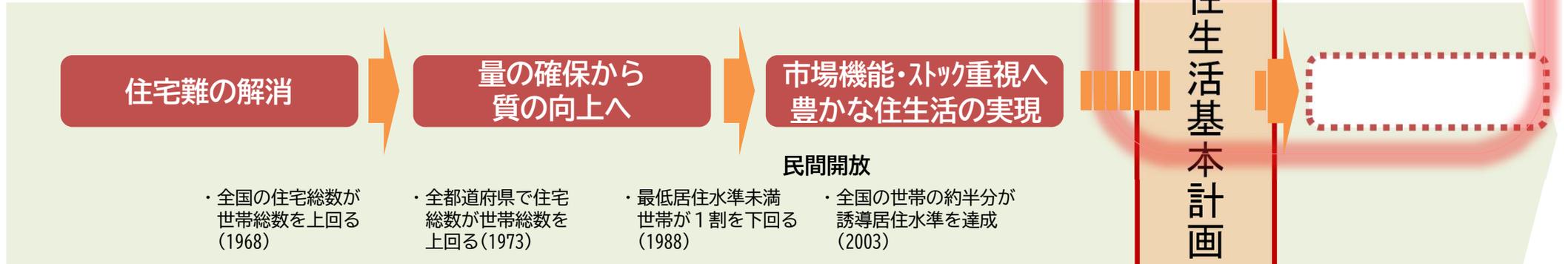
社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 都市計画と住宅の連携について



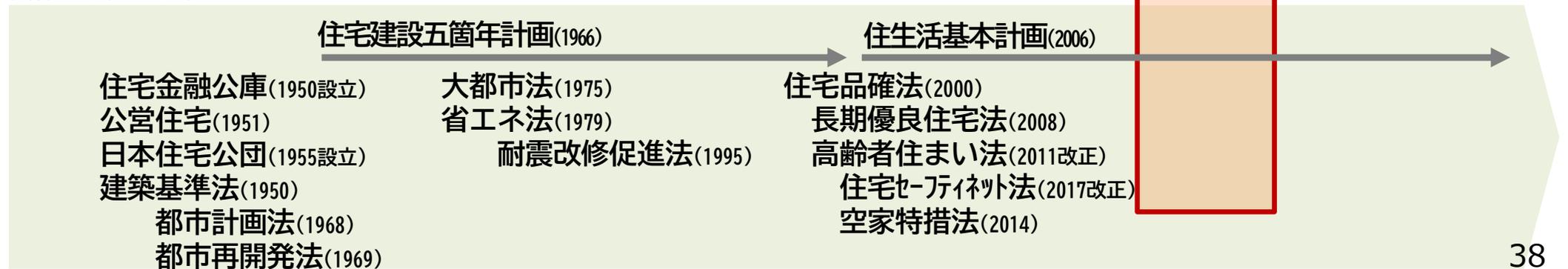
社会の変化



住宅政策の課題と対応の方向性



具体的な住宅政策



3. 住まうモノ

(3) 安全

- 災害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震の脅威の高まり等を踏まえると、国、地方公共団体、住生活関連事業者あるいは居住者はどのような役割を担うことが求められるか。
- 安全な住宅地の形成に向けて、危険な密集市街地や狭あい道路の解消をどのように進めるべきか。

(4) 活用

- 2050年に向けた住宅ストック形成のため、主に民間住宅について耐震性、省エネ性などの性能のみならず広さ・立地などを含め、活用可能な住宅ストックをどうとらえていくのがよいか。新築住宅と活用する既存住宅それぞれにおいて、どのように考えるか。また、居住者が替わっても質を維持していくためにどのようなことが必要か。

- 着工戸当たり床面積 持家戸建て101.8㎡、分譲マンション69.2㎡、貸家47.7㎡
- 最低居住面積水準未満率 全国：4.2%→4.0%（2013年→2018年）
- 長期優良住宅がストックに占める割合 2023年：2.9%(159万戸) →2030年目標：5%(250万戸)

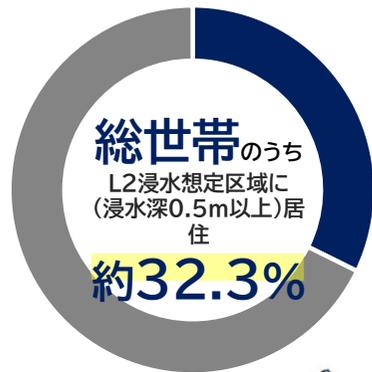
R6. 10. 31第58回住宅宅地分科会資料

- L2洪水浸水想定区域(床上浸水のリスク:浸水深0.5m以上)内に居住する世帯は、総世帯のうち約3割。
- そのうち、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯は、396万世帯と推計。

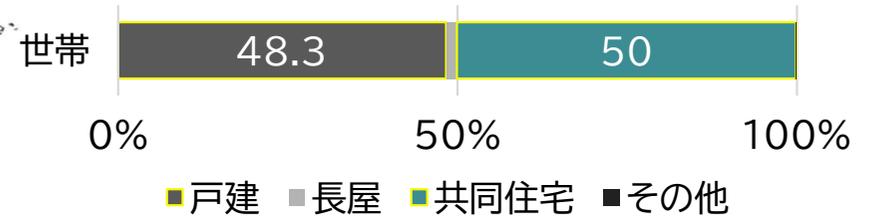
L2洪水浸水想定区域(浸水深0.5m以上※)内の居住世帯の状況

令和2年(2020年)時点

※床上浸水以上のリスク



L2浸水想定区域(浸水深0.5m以上)内の住宅の建て方別世帯数の割合



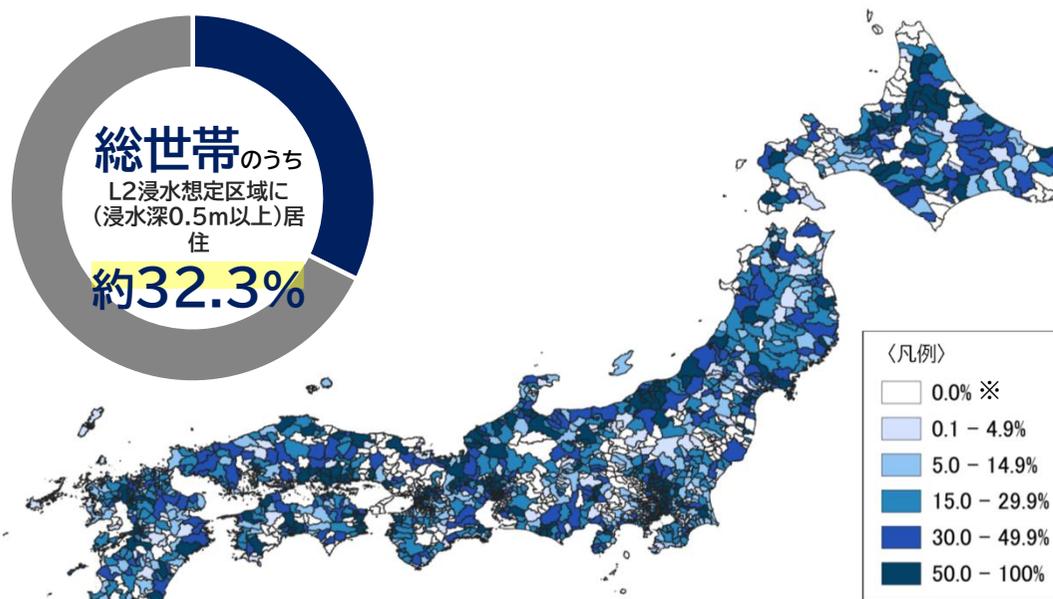
L2洪水浸水想定区域内(浸水深0.5m以上)に居住する世帯数の割合は、戸建住宅と共同住宅でほぼ半々。

(参考)L2浸水想定区域(浸水深0.5m以上)内の高齢者人口及び世帯数

高齢者人口	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯
約 1050万人 (全域の場合は、約1320万人)	約 210万世帯 (全域の場合は:約268万世帯)	約 186万世帯 (全域の場合は:約235万世帯)

災害避難時に世帯構成員以外の援助が必要と思われる
高齢単身世帯や高齢夫婦世帯は、L2浸水想定区域(浸水深0.5m以上)で延べ396万世帯(推計)

出典: 国立研究開発法人建築研究所「国勢調査マイクロデータに基づく災害リスク地域内の居住人口・世帯数推計」



L2浸水想定区域(想定最大規模)内の居住人口・世帯数
(全国計、下段は総人口・総世帯に占める割合)

単位: 千人・千世帯

	L2浸水想定区域(想定最大規模)		
	全域	浸水深0.5m以上 (床上浸水以上のリスク)	浸水深3m以上 (2階床面以上の浸水リスク)
人口	50,431	39,692	12,190
	40.0%	31.5%	9.7%
世帯数	23,117	18,007	5,442
	41.4%	32.3%	9.7%

※浸水想定区域の地理空間情報が非公開のため推計できない地域も含む

- 自然災害の頻発・激甚化を踏まえて、**建築規制のかかる災害リスクの高い区域**において**住宅の立地抑制**や**区域外への移転誘導**を図る取組を各種支援制度において推進。

<災害リスクの高い区域>

レッドゾーン : 土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、災害危険区域(一部)等⇒一定の建築・開発規制あり

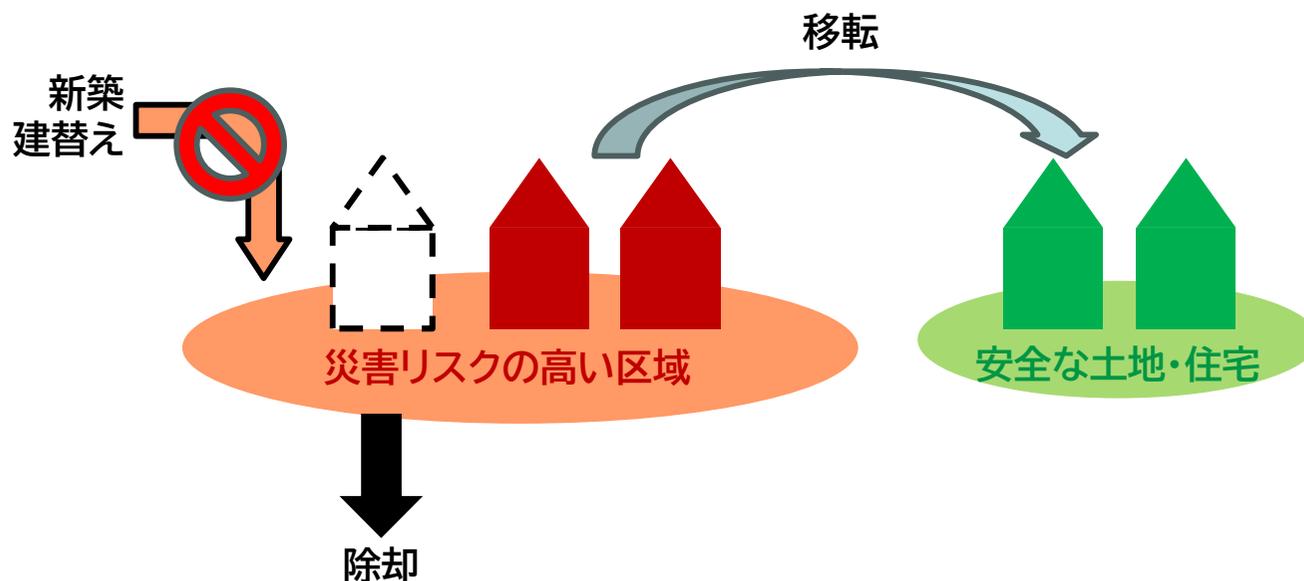
イエローゾーン : 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、都市洪水想定区域 等 ⇒建築・開発規制無し

災害リスクの高い区域における立地抑制

- 住宅の新築等にかかる補助事業について
 - 一定の**レッドゾーン**を**支援対象から除外**
 - ※一定の対策により建築制限が解除される場合、既存住宅の建替えて代替地が無い等の場合は適用しない
 - 市街化調整区域内にある一定の**イエローゾーン**について**補助金額を半減** (一部事業は支援対象外)

災害リスクの高い区域からの移転誘導

- 災害リスクの高い区域等における**危険住宅の除却、移転先における住宅の建設等を支援** (がけ地近接等危険住宅移転事業、災害危険区域等建築物防災改修等事業 等) ※
- 災害リスクの高い区域等から**セーフティネット登録住宅への住替えを支援**



※地方公共団体が災害危険区域等における既存不適格建築物について以下にかかる支援を行う場合に補助

- ①危険住宅の除却
- ②動産移転費、仮住居費等の引越し等
- ③危険住宅に代わる住宅建設・購入等 等

2050年の住宅ストックの姿（立地）

■委員ご意見

- 2050年には、現在よりも大都市への集中が進むのではないか。そのような場合、「どこに住まなくなるのか」を重要視した計画を考えるべき。「住まなくなる地域」が発生するシナリオに沿って、そこから**動けない人の痛みを緩和する政策やスムーズな移転を促進する政策の検討**が重要。
- 各自治体がバラバラに立地適正化計画を策定し、人口の取り合い(競争)で中心部にタワーマンションが建設されるなど、全体としてバラバラになっていて、都市圏で見ると分散化計画となっている。競争から協調へという観点から、**都市圏全体で計画を策定するように考え方を転換**すべきではないか。
- これまで、やりやすい住戸単位の単体規制が中心だったが、社会資本整備の観点から、人口減少を見据え、国土利用の見直しやそれに見合う都市計画の再構築が必要と考える。
- 気候変動により水害リスクが増加する一方で、市場原理に任せると、**相対的に地価の安い災害ハザードエリアに住宅が立地**することを抑制するのは難しい。現状では重要事項説明においてハザード説明が義務付けられているが、**より実効性の高いハザードエリアにおける居住抑制が必要**である。
- 過密や自然災害リスクへの対応のための立地適正化において、**土地利用の見直しや移転**に手がつけられていない。その原因は住宅政策が経済対策に主眼を置き、理念が置き去りにされていること、市場原理任せで供給してきたことと考える。これらの対応には、権利にも及ぶような痛みを伴うテコ入れが必要になる。
- 成果指標の目標2に関して、頻発・激甚化する災害ステージに対して**安全な立地に誘導する、既存住宅移転を誘導するとあるが、力強さに欠ける**。そこで、**防災集団移転促進事業のより踏み込んだ展開**を考えたかどうか。**長期優良住宅団地制度や「安全都市構想」としてはどうか**。
- コンパクトシティ化には広域的な連携と市町村の中でもメリハリの効いた居住誘導が必要だが、一つの市町村を越えて、ある機能を広域的にある地域に集中させる設定は難しい。そこで、市場誘導の機能を持っている**住宅政策でロケーションの誘導を行うことができないか**。